

厚真町庁舎周辺等整備基本設計委託業務 公募型プロポーザル評価要領

1 評価要領の位置づけ

この評価要領は、「厚真町庁舎周辺等整備基本設計委託業務受託者選考委員会（以下「選考委員会」という。）」が、基本設計委託業務の受託者を選考するための審査方法及び審査基準等を示すものである。

2 プロポーザル提出者の選定方法

- (1) プロポーザル提出者の選定は、本要領に基づき、選考委員会の審議により選定する。
- (2) 評価項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目	配点
1次審査（書類審査）	-
2次審査（プレゼンテーション）	110

- (3) 評価点の最も高い参加者（総配点の6割以上の得点があった参加者に限る。）に優先交渉権を与え、随意契約に向けた交渉を行う。交渉の結果、合意に至らなかった場合は次点の参加者と交渉を行う。
- (4) 提案書の採点は、評価項目ごとに選考委員が行い、9名の選考委員が採点した点数の合計とする。
- (5) 技術提案書の評価は、その内容についてのプレゼンテーションの結果を含めて評価する。

3 審査項目及び配点基準の詳細

2次審査（プレゼンテーション）の審査内容及び配点基準は、別添「技術提案審査評価基準表」のとおりとする。

(別添) 技術提案審査評価基準表

評価項目		配点	内訳	評価の視点
業務実施方針	基本設計策定に関する姿勢、業務の趣旨及び業務内容並びに本町のまちづくりに対する理解	5	-	基本構想・基本計画及び関係する上位計画について理解しているか。
	業務実施体制、設計チームの特色	5	-	短期間に複数棟の新築設計、広場・外構等を並行して進めるうえで、建築やランドスケープ、インフラ等の異なる設計に対応可能な人員配置となっているか。
基本方針	方針1(安心・安全) まちの安心・安全を支える	15	5	① 災害時も機能を発揮できる庁舎の具体的な提案となっているか。
			5	② 震災記憶の伝承や、町民の防災・減災意識を高めるための情報発信に配慮された提案となっているか。
			5	③ すべての人が利用しやすいバリアフリーに配慮し、ユニバーサルデザインを導入する提案となっているか。
	方針2(居場所) それぞれの人の居場所となる快適な場をつくる	15	5	① 町民それぞれの快適で親しみやすい居場所となることに配慮された具体的な提案となっているか。
			5	② 多様な学習、文化活動が楽しめる「学びの場」「遊び場」の具体的な提案となっているか。
			5	③ 利便性・快適性の高いコンパクトな役場庁舎の具体的な提案となっているか。
	方針3(賑わい・交流) 笑顔が集まり、つながりをつくる	15	5	① 子どもから高齢者までのつながりが生まれる文化交流拠点の機能を有する具体的な提案となっているか。
			5	② 子どもや子育て世代が安心して過ごせる場所の具体的な提案があるか。
			5	③ 町民の賑わいの核となる施設の提案となっているか。交流人口を誘導する魅力的な運用ができる施設の提案となっているか。

評価項目		配点	内訳	評価の視点
基本方針	方針4(シビックプライド) まちや町民の誇りを醸成する	15	5	① まちの歴史・文化を継承し、地域内外の交流を生み出すための具体的な提案があるか。
			5	② 町の歴史資産等を活用し、景観や歴史を次世代へ伝える工夫の具体的な提案となっているか。
			5	③ 厚真を担う人材を育成するための場・教育の場についての機能を有する具体的な提案となっているか。
	方針5(産業・挑戦) 運営に参画し、まちの産業や挑戦を創発する	15	5	① 町民が施設運営に参加し、地域課題解決やまちの産業振興に寄与できる具体的な提案となっているか。
			5	② 地域資源（町有林材やバイオマス等）の活用並びに省資源・省エネルギーなど環境への配慮について実現性のある具体的な提案となっているか。
			5	③ ICT活用、DXの推進について、産業振興・地域活性化・行政サービスの向上につながる具体的な提案があるか。
厚真町庁舎周辺等整備基本構想・基本計画の基本理念・基本方針を実現するための独自提案		20	-	独創的かつ具体的で、実現性が高い提案となっているか。
業務を遂行するためのスケジュール管理計画		5	-	現実的なスケジュール・業務遂行プロセスが具体的に想定された計画となっているか。
合 計		110		